

教育委員会提出議案

第 2 4 号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

豊島区教育委員会教育長 清 野 正

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 2 年豊島
区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条 第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（説 明）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の
施行に伴い、懲役又は禁錮を拘禁刑に改めることについて所要の改正を行うため本
案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
(リフレッシュ休暇) 第 29 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の 4 月 1 日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決(<u>拘禁刑</u>以上の刑の場合を除く。)が確定した日から 2 年を経過する日が属する年度の翌年度 (2)、(3) (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u>	(リフレッシュ休暇) 第 29 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の 4 月 1 日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決(<u>禁錮</u>以上の刑の場合を除く。)が確定した日から 2 年を経過する日が属する年度の翌年度 (2)、(3) (略)